平成２１年（フ）第１９８４６号
東京都新宿区百人町１丁目11番１号
破産者　ジャパンドリーム企画有限会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８７３号
奈良県橿原市川西町944―10
破産者　中島　　毅
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９３１号
東京都三鷹市牟礼６丁目21番14号　エスポアール三鷹
破産者　株式会社ＭＤＳ
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９３２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６―10―1405
破産者　田家　　宏
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９３３号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６―10―1405
破産者　田家　律子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９３６号
埼玉県草加市栄町２丁目11番９号
破産者　有限会社ラフィネ
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９３７号
埼玉県春日部市小渕848―１
破産者　堤本　雅之
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９６７号
神奈川県藤沢市大庭5682―６―３―403
破産者　峯岸　正夫
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００４０号
東京都町田市木曽西１丁目６番40号
破産者　有限会社ジェイステーション
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００９２号
東京都港区麻布十番３丁目５番７号麻布カジタ502号
破産者　有限会社ジャムダイス
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００９３号
東京都大田区南馬込２―30―12―402　宍戸方、住民票上の住所東京都港区麻布十番３丁目５―７―502
破産者　近野　仁美
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１６０号
東京都渋谷区代々木１丁目27番５号
破産者　ピラミッド・エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１７１号
茨城県守谷市松前台３丁目15番１
破産者　株式会社アシスコ
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２１９号
東京都北区赤羽台１丁目６番52―401号
破産者　有限会社共同技研サービス
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８０７号
茨城県つくば市高見原１丁目１―10―Ｄ―202
破産者　齋藤　寛樹
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９号
千葉県松戸市六実５丁目14番地の10
破産者　有限会社いわき工業
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５４９号
千葉県松戸市幸田２丁目164番地の１ロイヤルハイツＢ―103号
破産者　藪内　孝朗
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第１１７６６号
東京都町田市鶴間154―１―Ａ―１
破産者　長野　　進
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７６９９号
東京都文京区大塚２丁目９番３号　住友不動産音羽ビル６Ｆ
破産者　株式会社アム
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２０５号
東京都品川区東五反田３丁目５―２―２Ｆ、開始決定時の住所東京都品川区東五反田４丁目10―16―203
破産者　小川　貴裕
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３４６号
鳥取県鳥取市富安１丁目75番地
破産者　協業組合鳥取ソーイングセンター
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３４７号
鳥取県鳥取市桂見628―17
破産者　白石　　玲
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部